

政策が採用されるべきである。(vi) 弾力的退職の基本原則採用は、雇用の性格を考慮に入れるべきである。頭脳労働の職種のように、労働が肉体的な努力を必要としない状況のもとでは、退職年齢は引上げることができるとも知れないが、しかし、労働の強度が肉体的に好ましくない(たとえば、鉱業、建築業)では、ある所定の年齢が採用されるべきである。委員会が示した最後の勧告は、労働と退

職年齢の分野における証拠書類に、もっと研究と注意が与えられるべきであり、また、これが退職年齢に関する基本的な傾向と政策を明らかにする一助となるであろう、ということを強調していた。

Age of Retirement, *Report of a Histadrut Committee of Experts*, General Federation of Labour in Israel, Tel-Aviv, October 1967, 81 pp.; No. 134, '67.

自営農民への家族手当

Fabio De Luca

(イタリア)



本稿には、自営農民に対する家族手当の早期適用拡大の必要性に関する考察が述べられている。しかし、自営農民に対する家族手当は、他のカテゴリーの労働者に対して、現在支給している家族手当よりも、水準が低くな

る。

ヨーロッパ共同市場の中で、イタリアの自営農民だけが、いぜんとして家族手当を支給されていない。この社会的給付の採用は必要

であり、しかも緊急を要する。その理由は、かれらに対する家族手当の採用が、他のEEC諸国の市民に対するイタリアの社会的給付の相互適用だけでなく、所得の再分配を他のカテゴリーの労働者のあいだで、より一層平等にするからで、この労働者というのは、国の生産的努力と、さらに、イタリアの農業に、ヨーロッパ共同市場内における競争を行なわせることができる生産性と効率の目的に、すべて寄与している。とくに最近の経済不況の期間では、自営農民は他の生産部門と比較して、また、かれらが雇用する農業労働者と比較してさえも、これらの比較により、かれらの所得が、引続き絶えず低下させられてきたのをみている。これは農業的企業における投資を低下させ、また、若い人々をさらに土地から離反させるという影響をもっている。その結果、現在国会において、1966—70年の経済開発計画で述べられている社会保障強化政策の一部として、社会保障制度を通じ、所得の再分配を行なう手段がさし迫って必要となっている。期待される各種の手段の中で、栄光の場を与えられるのは疑いもなく家族手当

で、自営農民に対する適用の拡大は、しばしば要求の圧力と権威ある公約の主題となっていた。

扶養家族の家族手当に対する資格取得と、その制度が雇用された労働者と同一であるかどうかについて、未解決の問題が残る。他の共同市場各国では、子女に対してのみ支払われ、イタリアと同様に、疾病保険、および廃疾・老齢年金保険で、労働単位とみなされる配偶者と両親は除外されている。そのような除外は、管理費もかなり減少させる。農業に従事する労働者のもつ特殊な諸条件に対して、制度を適用するという点で、手当の受給に対する資格取得条件の年齢制限は、検討されなければならない。一般的なイタリアの制度では、家族手当は18歳未満（高等学校と職業学校では21歳、大学では26歳、また、廃疾者では年齢制限がない）に手当が支払われている。しかし、自営農民では、就学中の児童は、農村で一般にみられるように、ある年齢で、たとえば14歳で、とくに夏の農作業に適した時期もしくはしばしば1年を通じて、生産的労働

に従事することができる。したがって、農業の家族手当に対するより低い制限年齢の採用は、不合理ではないし、経費を削減させることになるであろう。14歳未満の子女に対する家族手当受給への資格条件制限によって得られる蓄積は、1965年に疾病保険のために行なった自営農民の人口調査から推計できるかも知れない。その当時においては、14歳未満の子女は、821,019人で、15～17歳が、36,243人、18歳以上の男子と女子が386,100人であった。

自作農の農民たちは常に、また現在の逆境においては、上述した目標よりもさらに野心的な目標を、現在の時点では容易に達成できないことを認めて、強い示威運動を示してきたので、かれらは責任感を十分にもっている。全般的な経済状態について予想される改善と、その結果として考えられる農民の自給態勢の改善で、家族手当を他の部門における労働者の家族手当と同等な水準まで改善することが可能である、ということが理解される。

Introduction of Family Allowances for Owner Farmers ("La istituzione degli assegni familiari per i coltivatori diretti", in *La previdenza sociale nell'agricoltura*, no. 3—4, 1966, pp. 174—178; No. 141, '67.

(以上4編は ISSS の Social Security Abstracts, 1967 より採用したものである)

(平石長久 社会保障研究所)